

第七回国会 農林委員會會議錄 第二十二号

昭和二十五年三月三十一日(金曜日)

午後一時四十七分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事野原 正勝君 理事八木 一郎君

理事野原 岩太郎君 理事山村新治郎君

理事井上 良二君 理事吉川 久衛君

青木 正君 足立 篤郎君

遠藤 三郎君 小淵 光平君

河野 謙三君 寺本 齋君

中村 清君 原田 雪松君

平野 三郎君 瀧 通義君

守島 伍郎君 石井 繁九君

高田 富之君 横田基太郎君

小平 忠君

出席政府委員

農林政務次官 坂本 實君

農林事務官 山根 東明君

(畜産局長)

委員外の出席者

農林技官 山本兵三郎君

(畜産局有畜 畜農課長)

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月三十一日

委員小淵光平君及び田方廣文君辭任につき、その補欠として坪川信三君及び石井繁九君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員坪川信三君辭任につき、その補欠として小淵光平君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十九日

牧野法案(内閣提出第一三七号)

同月三十日

植物防疫法案(内閣提出第一四二号)

(予)

同月三十一日

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一四五号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十九日

食糧検査員の増員に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町全園町村会長伊藤職(第六七一号))

災害耕地の排水機維持電力料金全額国庫負担に関する陳情書(高知市議會議長中島龍吉(第六八七号))

開拓事業対策に関する陳情書(北海道留萌市錦町三丁目四番地留萌地方農協連協会内井上徹雄(第六九一号))

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員補欠選任に関する件

牧野法案(内閣提出第一三七号)

〇小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に議案が付託になりましたから御報告いたします。去る二十九日内閣提出による牧野法案が、昨日同じく内閣提出による植物防疫法案を予備審査のために、また本日内閣提出による自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律案がそれぞれ本委員

会に付託に相なりました。以上御報告いたします。

次に小委員の補欠選任を行います。去る二十七日委員を辭任せられました大森玉木君は、林業対策小委員及び畜産に関する小委員でありましたので、これら両小委員の補欠選任を行わねばなりません。これは先例によりまして委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは林業対策小委員及び畜産に関する小委員に大森玉木君を指名いたします。

〇小笠原委員長 それではまず牧野法案を議題とし、その審査に入ります。まず政府の提案理由の説明を求めます。坂本政務次官。

牧野法案

目次

第一章 總則(第一條-第二條)

第二章 牧野管理規程(第三條-第八條)

第三章 保護牧野(第九條-第十七條)

第四章 雜則(第十八條-第二十三條)

第五章 罰則(第二十四條-第二十七條)

附則

第一條 この法律は、地方公共団体の行う牧野の管理を適正にし、その他牧野の荒廃を防止するために必要な措置を講じ、もつて国土の保全と牧野利用の高度化を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「牧野」とは、主として家畜の放牧又はその飼料若しくは肥料の採取の目的に供される土地(耕作の目的に供される土地を除く)をいう。

第三章 牧野管理規程

(牧野管理規程の作成)

第三條 地方公共団体は、その管理に属する牧野であつて政令で定めるものにつき、当該牧野が立地その他の諸條件に応じて最も効率的に利用されるように牧野管理規程を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定により牧野管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、牧野管理規程案を十日間公示しなければならない。

3 当該牧野の利用者、所有者その他利害関係のある者で、当該牧野管理規程案に不服のあるものは、前項の公示期間満了後二十日以内に、当該地方公共団体に異議を申し立てることができる。

4 前項の規定による異議の申立があつたときは、当該地方公共団体は、同項の期間満了後二十日以内に、公聴会を開き、当該牧野の利用者、所有者その他利害関係のある者の意見を聞かなければならぬ。

5 地方公共団体は、牧野管理規程を定めたときは、遅滞なく、左の各号の区分に従い、それぞれ、農林大臣又は都道府県知事の認可を申請しなければならない。

一 都道府県にあつては、農林大臣

二 市町村(その組合及び財産区を含む)にあつては、都道府県知事

6 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合において、当該牧野管理規程が、当該牧野を最も効率的に利用させるのに適當であると認めるときは、これを認可しなければならない。

7 農林大臣又は都道府県知事は、第五項の規定による認可の申請を却下するときは、その理由を明示しなければならない。

8 牧野管理規程の変更については、前六項の規定を準用する。

(牧野管理規程の内容)

第四條 牧野管理規程には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

一 位置及び面積

二 用途別の区分及び面積

三 放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

放牧地にあつては放牧期間、

害虫が発生し、これが他にまん延するおそれのある場合において、必要があるときは、区域、期間及び駆除の方法を定め、当該牧野の所有者その他権原に基づき管理を行う者に対し、その害虫を駆除すべき旨を指示することができる。

(報告)
第十九條 都道府県知事は、この法律の目的を達するために必要があるとき、認めるときは、牧野の所有者、管理者又は利用者に對し報告徴集の目的を附記した文書をもつて、当該牧野又はその施設に關し、必要な報告を求めることができる。

(奨励措置)
第二十條 國は、第三條に規定する牧野管理規程に従ひ牧野の改良事業を行う者、第九條第一項の指示により保護牧野の改良事業を行う者及び第十八條の指示に従ひ害虫の駆除の事業を行う者に対し、当該事業を行うために必要な限度において、資金の融通、牧野草の種子及び牧野樹木の種苗の供給等に關し、必要な奨励措置を講ずる。

(処分等の行為の承継人に対する効力)
第二十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為に關係のある土地、物件又は權利につき所有權その他の權利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(河川の敷地及び堤防に關する準用)
第二十二條 第三條から第八條まで

第一類第九号 農林委員會議録第二十二号 昭和二十五年三月三十一日

及び第十八條から前條までの規定は、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第十八條(同法第五條において準用する場合を含む。)の規定により家畜の放牧又はその飼料若しくは敷料の採取の目的に供することを許可された河川の敷地及び堤防に準用する。

(執行規定)
第二十三條 この法律において政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行に關する必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 罰則
第二十四條 第九條第一項の規定による指示に違反した者は、三万円以下の罰金に處する。

第二十五條 左の各号の一に該當する者は、一万円以下の罰金に處する。
一 第十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
二 第十九條(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第二十七條 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千元以下の過料に處する。

附則

(施行期日)

1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。

2 牧野法(昭和六年法律第三十七号、以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過規定)
3 この法律の施行の際、現に存する牧野組合については、前項の規定にかかわらず、旧法は、なおその效力を有する。

4 前項の牧野組合であつて、この法律の施行の日から五月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

5 農林大臣は、前項の期間の経過後、牧野組合の清算をすみやかに行わせ、遅くともこの法律の施行の日から一年以内に、その清算を結了させるように努めなければならない。

6 この法律の施行前(附則第三項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後(同項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効後)でも、なお従前の例による。

(関係法律の改正)
7 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「牧野組合」を削る。

8 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「牧野法(昭和六年法律第三十七号)」を「リ 削除」に改める。

9 附則第三項の牧野組合については、その清算が終了するまでの間、前二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○坂本政府委員 ただいま御審議を願います牧野法案の提案理由を御説明いたします。

畜産の振興の必要は、いまだ申し上げるまでもないことであり、この畜産振興の基礎をなす粗飼料資源供給の大宗である牧野は、きわめて重要性を有するものでありまして、農地改革が牧野に及ぼしたことは、この重要性の一端を示すものに過ぎません。特に現下の飼料事情におきましては、牧野の生産性の維持、向上をはかり、牧野経営の合理化を促進する必要が倍加しているとともに、他面また国土の保全上から、牧野の緑化促進が要請されているのであります。

わが国の牧野の改良が識者によつて呼ばれ出したのは明治以後のことであり、昭和六年に至り初めて牧野法が施行されるに至り、この法律によつて牧野の改良が制度化され、国の助成政策によつて改良が促進されたのであります。この法律は、牧野用施設に關して改良事業を行うことを目的とした強制設立、強制加入制度を伴う牧野組合に關する事項を骨子としたものであり、現下の農業協同組合の整備等に伴う新情勢に即応しないものとなつたのであります。他方、戦時戦後を通じて行われた過放牧や濫獲によつて、牧野中にはようやく荒廢の度を加え、このまま放置することは、いたずらに土壤の侵蝕を受けやすい状態に放置することとなるものも生じ、国土の保全上も重要な問題となつておるのであります。

かかる状況にかんがみまして、特に公共的な牧野について、その管理經營を適正にし、その改良を促進するとともに、また国土保全上から支障のある牧野については、その緑化をはかり、あわせて飼料資源をつちかうことが緊急の要務となつたのであります。次に提出法律案の内容を簡単に御説明いたします。

第一は、地方公共団体の管理する牧野について、牧野の管理を適正にするため、牧野管理規程を作成する事項であります。地方公共団体の管理する牧野については、団体の性格等にかんがみ、自作農創設特別措置法において、特に牧野買収の対象から除外し、共同利用の形態を存続して参つておるのであります。一般的には、その利用状態が悪く、買収除外の趣旨にも沿つていない現状のものもあつたので、その利用価値を高めるため、その管理に、牧野の維持改良に必要な牧野管理規程を定める義務を負わしめたものであり、これによつて牧野利用の効率化をはかるわけであり、この点につきましては、現在河川及び堤防で牧野として利用されているものについて、地方公共団体の管理するものについては、牧野と同じように管理規程を

定めさせることとしております。

第二は、保護牧野の制度に関する事項であります。畜産の用に供する牧野であつて、国土の保全上重大な障害があるものに對して、その保全及び改良に關し、とるべき必要な措置の指示を行うことができる趣旨のものであります。経済的に技術的に、畜産基地となり得る可能性がある牧野に對する措置でありまして、この点で保安林制度における原野に對する考え方と異なるわけでありまして、

第三は、第一及び第二に述べました措置にかゝる牧野の保全及び改良事業を行う者に対する奨励措置に関する事項でありまして、資金の融通、牧野改良に必要な資材の供給等について、必要な措置を講ずることを、政府の方針として明らかにしたことであります。

第四は、牧野の害虫の駆除を命ずることが出来る権限、その他必要な報告徴収する権限に関する事項であります。

第五は、現行法の廃止に関する事項であります。改正牧野法の施行とともに、現行法は廃止され、牧野組合は解散することとなることであります。

以上が牧野法案の大要であります。なお最後に付け加えたいと存じますが、土地改良法中に牧野の改良を含ませることを内容としていたしまして、別途議員提出として予定されておりますが、この法案は、牧野が上述のような特殊性があるために、議員案と表裏一体となり、牧野行政の完全を期するためには必要なのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決されることをお願いする次第であります。

○小笠原委員長 これにて本案に對する提案理由の御説明は終了しました。引き続き本案に對する質疑に入ります。野原君。

○野原委員 牧野法の改正に關連いたしまして、二、三政府の御方針をお伺いしたいと思ひます。牧野の改良を行い、その生産を高めることの必要は、いまさら申すまでもないのでありますが、御承知の通り、戦時中著しい人手不足のために、牧野はほとんど放任されておりました。原始の状態にだんだんとどつて参りました。このままにしておくと、狭隘なる国土の活用という面から見ても、はなはだ遺憾に考へておつたのであります。ここに新たに牧野法の改正を企図せられるというところにつきましては、ただいまの政務次官の提案の趣旨説明によりまして、まことにけつこうと存ずる次第でございます。しかしながら、今回の牧野法の改正に關しまして、私どもはまだ非常に不満と考へて、問題が多いのであります。なぜかと申しますと、牧野法の改正に對しましては、單に地方公共団体等に牧野の管理を適當にさせるような法的措置であるとか、あるいはまた保護牧野の制度等に関する事項も必要なこととありますけれども、一番大事なこととは、何と申しましても、牧野整理には相當の金がかかるのであります。その金は、従来馬政局時代におきましては、馬産奨励というふうな見地から、相當に多くの予算をもつて、牧野改良をして参つたのであります。ところが、今回の牧野法の改正におきましては、こうした面において、政府が積極的の予算を支出して牧野を改良しようというふうな意図は、

ただいまの提案の趣旨の説明では、何ら伺うことができないのであります。ただわずかに資金の融通であるとか、あるいは牧野改良に必要な資材の供給等については必要な措置を講ずるといふような、はなはだ微温的かつ消極的な対策のみが用意されておるやうに伺つておるのであります。これではたして牧野法を改正いたしまして、真に必要とするやうなつばな牧野を造成し得るやいなや、私はこの点に對しまして、はなはだ遺憾に感ずるものであります。が、一体政府は、その点に關していかなる考へを持つておられるか、まずその点からお伺いしたいと思ひます。

○山根政府委員 御指摘のやうに、牧野改良には相當な経費がかかるのであります。これも御承知と思ひますが、牧野改良奨励費として、相當多額の事業の助成費を計上いたして参つたのであります。が、終戦後今日まで、牧野に對する施設は、政府としましては、遺憾ながら予算的にもまづたくづらうの時代が続いて來ておるのであります。私どもは、ただいま提案理由の御説明でも申し上げますやうに、牧野の重要性にかんがみまして、このままの状態であつては、非常に畜産の振興上遺憾であるといふことから、新しく牧野に關する措置として本法案を提案いたしたのであります。この法案に、実は御指摘のやうに、法案自体には何ら助成金、補助金の点につきましては、触れていないのであります。しかしながら先ほどちよつと御説明もいたしましたやうに、議員提出として土地改良法が提案になるわけでありまして、これによりまして、牧野の改良

事業も土地改良の事業として施行することが出来ることになるわけでありまして、さういふことに相なります。その面からの経費の支出も、これは國の予算として盛り込まれることになるだらう。ただ遺憾ながら二十五年度予算につきましては、実はこの準備をいたしてありませんでした。具體的に二十五年度に於いては、改良事業に對する助成の経費は計上いたしてございせん。ただ牧野の問題が長年放置されておりました。実は現在牧野がどういふふうになつておるかというこの基礎調査と申しますか、さういふことも遺憾ながら十分できておりません。これは既定予算の運用によつて、ある程度可能であります。で、まず基礎調査にとりかかつて行きたい。それによつて牧野の現状を把握しまして、二十六年度以降の牧野改良事業に對しましては、土地改良事業の一部の事業と考へまして、その面からの助成につきましては、御指摘のやうに相當な経費もいることと思ひます。で、さういふことで行きたいと思ひます。さしあたりまして二十五年度は、基礎調査を十分やつて行きたいといふふうに考へております。

○野原委員 畜産局長の説明で、形をかえた助成の措置を講じ得る將來への希望があるやうに伺ひまして、やや安心をしたわけでありまして、しかしながら土地改良と同じやうな形の牧野の改良をいたしたとしても、これはもつぱら土壌をつくるとか、あるいはまた牧野としてのいろいろの障害物を除去するとか、あるいはまた水のきわを整理するとか、いろ／＼そうした土木的な、工物的な方面に置かれると思ひるのであります。牧草の改良であるとか、はぎの幼苗をこしらえてこれを大いに増殖するとか、あるいはまた從來いろ／＼とり來つたやうな、いわゆる牧野改良の全般に對しての行き方から申しますと、土地改良のやうな性格のことでは、はたしてうまく行けるかどうか、実は非常に疑問があるものであります。ある一面は土地改良と同じやうな性格を持つておりますので、その便法をもつてこれに當てはめることができないといふ積極的な施策に關しましては、非常に消極的であるといわざるを得ないのであります。やはり真に牧野に對する施策が必要である。牧野改良は國家の再建上、大きな国土計画の一環としての重要な農林政策の一つとして、當然やらなければならぬことなのであります。今後この施策をもつて積極的にやるやうな態度をとることが望ましいと思ひます。この点畜産局長の今後の積極的な態度を私もは大いに期待してやまない次第であります。

先般国有牧野の開放が、いわゆる自作農特別措置法と同じやうな線に沿つて、ある程度行われることになりましたが、それによりまして、從來の国有牧野もそれを使用收用しておりました各地方に拂下げを受けるやうな段取りになりました。この牧野の改良に關しましては、從來の牧野が、もつぱら畜産の上から見れば、馬産を中心とした牧野改良に重点が置かれておつたのであります。最近の傾向は、御承知の通り農村経営の立体化、合理化とい

すけれども、そういういきさつでありまして、私どもの考え方は、野原委員の御指摘とまづ同じような考え方を持つて進んで行きたい、かように考へております。でありますから、今後は林内放牧に対するいろ／＼な施設等の充実、完備等につきましても、これは予算の面において考慮いたして参りたい、かように考へております。さらにそうした牧野に対しましても、この法案で定めておりますと同じような意味で、同じような形の管理規定等の定めというようなことにつきました。法案からは直接は出ませんけれども、そういうような措置を實際問題としてはとつて行きたい、かような考えをいたしておりますから、それによつて御了承を願いたいと思います。

○石井委員　ただいま牧野法が上程せられました、政府としては畜産行政を有力に進めるといふ見地から、この牧野法の提案をした。こういふような建前をとつておるのでありますが、日本において畜産行政が振興されるという

ことは、非常に重大なことであります。蛋白質資源等において非常に不足しておる今日、畜産の振興ということは非常に重大なでもありますから、今までの畜産というのは、ただいま質問もありましたが、大体日本における畜産と申しますと、軍馬を中心とした畜産行政というような建前をとっておたのであります。これが大きく転換せられまして、軍馬時代から酪農、あるいは耕畜馬にしましても、今までの競争馬というよりは、實際農村に適したところの役馬、こういう形に持つて行かなければならない、かように思われるのであります。こういうふうな大きな

な転換をすべきときにおきまして、また農林省畜産局におけるところの、大きな畜産行政ということに對し、確固たる方策が立つておらないといふうな関係で、非常に日本の農林省畜産行政は立ち遅れておる。さいわいに戦後農村の人々の奮起その他にまわして、日本の畜産は非常に増加を見たけれども、たちまち価格が暴落するといふようなことになりまして、また前途も危ぶまれる。こういふうな立場になつておるのでありますが、農林省並びに畜産局におきまして、どういふ角度から、またどういふうな立場において、今後の日本の食糧等を、あるいは役畜等の立場から、畜産行政を展開しなければならぬかという点につきまして、お尋ねしてみたいと思ひます。

○山根政府委員 畜産がわが国の農業の上において、非常に重要な地位を占めております。農林省としてしましても、これは十分認識いたしておるのがあります。ただ現状、畜産行政に対する施策が十分でないかという御指摘に對しましては、予算の面、その他において、私どもも率直にさういふ実情を認めるのであります。しかしながら今後におけるわが国の畜産が、どうしても大きな政策の一つとして取上げられて行かなければならぬ事実につきましては、これは私も局に當つております者の一つの責任として、一般に對するさうした認識を深めて行くこと等につきましても、努力を續けて行きたいと思ひますし、さうしたことを具体的に予算の面、その他国の行政組織の面等において、これを具現すべく、これは私も今後においても十分力をい

たして行きたいつもりであります。將來何と申しましても、わが国の農業の転換にあたりまして、畜産、有畜化へ、これが一つの農業経営の筋金になつて行かなければならぬといふうな考へ方を、一つの基本に持つておるわけでありまして、さういふ意味で、とかく現状におきましては、いろいろ／＼批判を受けておりますけれども、この批判を、私どもは、局に當つております者に対する叱咤、鞭撻として受け取つておるのであります。私どもの今後の力は、これを十分畜産振興のために盡して参りたい。かような考へ方をいたしております。

○石井委員 畜産振興の点について、一応またお尋ねしたいと思ひます。この点過日森農林大臣にも申したのでありますが、今まで豚あるいは乳牛が非常に増加して、日本におけるところの蛋白質資源、あるいは牛乳等によるところの兒童の栄養を非常にまかなつて来たといふことは、戦後における農民その他各方面が、文化的な農村をつくる、そのためには食生活の切りかえ、かような点において努力して来た結果であるかと考えられるわけであり、かかる最近において、非常に畜産業者その他に對するところの課税が苛酷でありまして、乳の出ない牛に二万五千円かけるとか、あるいは卵を産まない鶏も六百円の課税対象にするとか、さういふうな形になつておりました。大蔵當局に言わせると、収入あるところ課税あり、これは鉄則だといふうなことでやつておりますが、かようなことに對しては、十分にかような立場における畜産に對する課税は考慮してもらわなければ、日本の

食生活あるいは蛋白質の攝取等はできなくなる、かような性質のものである。さういふ角度から、農林省が強くそれらは押さへべきであつた。前にも農林省におけるところの発言権が強く、農林大臣その他農林政務次官等が、強いところの確信をもつて農林行政を遂行し、畜産行政を遂行したければ、かような課税は現われなかつたであらうと、われ／＼は考へる。それらに對して農林當局は一体どんなうな措置をとつたか。口には畜産の振興であるとか、あるいは牧野行政をするとか言いがたが、実際に政を遂行するといふのは、税の面においてはつづいて行く。税の面においては、せつ／＼／＼畜産振興等をして来たのを、みんなつづいて行くといふうな形が現われて来ておる。農林省のこれに對する御意見を承つておきたいと思ひます。

○坂本政府委員 わが國農業におきする今後のあり方といたしまして、有畜農業を奨励しなければならぬことは、當然のことであると存じまして、ただいま畜産局長からお答えもいたした通り、従来の畜産行政をさらに強化して参りたいと考へておるのであります。なお今御指摘のありました税の關係であります。大蔵省に對しまして、今御指摘がありましたやうな、末端におきする徴税方針が非常に間違つておきます点につきましては、十分その安当でない点を指摘いたしまして、これを改めてもらうやうに、一層連絡を緊密にいたしまして、是正をしてもらいたい。かように考へておるのであります。さらに御指摘の点につきましては、一層の努力をいたす所存でございます。

○石井委員 今度は牧野法の内容についてお尋ねいたします。今まで牧野法がありまして、ただ一応土地を牧野として確保しておるといふうな形でありまして、日本の畜産上において努力をするといふうな面が非常に少かつた。ある意味においては、競馬の好きな人間が、自分の家の放牧地にしておくといふうな牧野も、たくさんあつたやうな形をとつておつた。さうな關係上、農林省方面におきまして、土地の改良あるいは牧草といふうなもの等について、努力が拂われなかつたと思はれるのでありますが、この牧野法におきましては、さういふ点につきましても、今度は非常に努力を拂うといふうな点が現われております。非常に喜びにたえないと思ひます。しかしながら、この牧草といふことにつきまして、ひとり牧野における牧草だけでなく、いろいろ／＼と農村におけるところの乳牛を飼う人とか、あるいはその他いろいろ／＼な關係の畜産をする人に対するところの、適當なる牧草指導といふものを、強力にいたさなければならぬと考へられるのであります。たとえて申しますと、八丈島で畜産が勃興しておる。これは八丈島においては、非常に風が強く吹くので、そこであぜ間を小さくして、防風施設をしなければいけません。その間において採用されたのが八丈馬草といふあのかやであります。あれを非常に発達させて、八丈島におけるところの牧畜が発達した。さういふうな關係で、非常に土地の風土といふものとにらみ合せまして、この牧草の指導等をいたしますと、土地の利用度を高めるのと一緒、また牧草の採取ができ

る、さういふうな形が現われるのであります。さういふうな点から考慮しまして、ひとり牧野でなく、それ以外の地帯におきましても、適當なる牧草指導といふことは必要であらうと思ひます。さういふ点について、これらについては、どんなお考えで指導いたして行きの、また指導しつゝあるか。農林當局の御意見を承りたいと思ひます。

○山根政府委員 草の改良ということが必要であります。私どもも同様考へております。従来、現行の牧野法にも、御承知のように草生改良事業に對する助成と言ひます。さういふことが規定としてはつたてでありまして、しかしながら従来とかく草生の改良につきましては、あまり具体的な問題としてこれを取上げて来る点において、いさ／＼欠ける点があつたやうに、私どもは思つておるのであります。今日におきましては、やはり草を改良しなければ、これはどうしても牧野の改良にいたしまして、あるいはその他の自給飼料の確保といふ見地から、草の改良といふことが非常に必要であるといふことにかんがみまして、御承知のように、國の予算といたしまして、國營でもつて優良なる牧草の種子を供給するための原種園を経営する予算が、二、三年前から計上してあるものであります。本年度もその計画をある程度実施は拡充もいたしたやうな事情であります。一方においては、牧草種子の輸入の話も実は出ておるのでありまして、優良な品種の牧草の種を、ある程度輸入する計画も、計画としては出ておるやうな事情でありますので、これを通じまして、御指摘の

ように、今後におきましては牧野なり、あるいはその他駐、堤、原野における草の改良ということにつきまは、これは十分力を用いて行きたい、かように考えております。

○石井委員 この牧野法におきましては、牧野についてのいろいろ規定があるのではありませんが、先ほど野原委員によつて質問があつたのであります。が、今後の放牧というものは、大体農家が牛の子供をつた、ひとつそれを一箇年間あるいは半年放牧するとか、あるいは農家において雄牛ができた、そこで雄牛をしばらくの間放牧をして、これをある意味において急速に生長せしめる、それを肉にする、こういうような角度からの放牧が、非常に多いだろうと思つております。さうな場合におきまして、やはり放牧をする人に対する安全感がなければならぬ。またその放牧料というやうなもの等につきましても、いろいろ適当な措置がとられなければ、非常に高くなつたり、安くならつたりするやうなことは、放牧する人も適当に利用することとできない。こういうふうな思われるのであります。この牧野の料金の他のについては、いろいろ規定もあつたが、放牧者に対するところの放牧料、いろいろなものについては、何らの措置も講じないで、今後牧野の安全利用、また牧野が常に有効に利用されなければ、牧野の収支もまかなえないということになります。これは完全な管理ができないのであります。が、これらの点についての農林当局の御意見はどうでありますか。それを伺いたす。

○山根政府委員 牧野に対する放牧料

金のことにつきましては、この法律で規定いたしております管理規程等には、お話のようにこれを適正に定めることについての規定が、実はないのであります。しかしながら私どもとしては、今後におきましては、牧野について、最初申し上げましたように、積極的に牧野についての施策を遂行して参りたいというやうな考え方をとおるのではありません。そういう見地から、たとえば播磨府県における牧野行政の陣容といふか、職員等につきましても、これは料金が適正であるかないかというやうなこと等について、十分これを監督し、指導して行けるだけに、陣容を拡充いたして行きたいというやうな考え方を持つておるのではありません。これらの人たちがほんとうに自分の使命を自覚して、親身になつて牧野の指導育成に努めて行くというやうなことを通じて、御指摘のやうな牧野業者に対する不安を除去して行くことができるのではないかと、かような考え方をいたしておるわけでありま。

○石井委員 本規定によりまして、前牧野法が廃止となり、効力がなくなりました。五箇月を経過いたしましたときにおいて、現在の牧野組合は当然に解散するやうな形になつております。今後におきましては、これにかわつていかなるものができて、いろいろの放牧業の指導あるいはその活動に当るのであるか、その点についての農林省の御意見を承りたい。

○山根政府委員 従来牧野組合が牧野の利用者の団体としてできておつたのであります。これがこのたび解散することになりまして、今後におきま

ては、牧野の利用者は農業協同組合法による協同組合というやうな形で、牧野の利用改良等の仕事をやつて行くというやうなことになるわけでありま。

○石井委員 今まで大体畜産ということの中心としては、軍馬というところに重点を置き、それと一つは競馬というところに重点が置かれるやうな形であつた。競馬というものがまことに人心を荒廃せしめまして、そうして賭博の風潮を増長させるというやうなことで、まことにこれは寒心にたえないものがあるのではありません。それと一緒に、軍馬というものが今度のやうな日本に、軍馬を来しておる。これはほとんど頭の切りかえないと、日本の畜産行政というものは軍馬と競馬というやうな色合いを濃くするやうなやうな變いがあります。今後におきましては、畜産行政の一般につきまして角度をかえて、ほんとうに日本の農民に役畜を供給する、あるいは日本の国民に優良な白質資源を供給する、あるいは乳を国民に普遍的に飲ませる。こういう角度と一緒に農村におけるところの経済を向上せしめる。こういう点について大きな努力がなされなければならぬと思つております。ただいま聞きますと、それらの点について十分努力をしておるといふのであります。なお今後ともこの牧野法の制定によつて、これが種馬等であればよろしいのであります。が、競走馬を放牧するための土地が與えられた。あるいはまた自分の管理指導におけるところの土地がふえたというやうな、旧態依然たる考え方、今後の新しいところの畜産行政に協力しないというやうなことが、多く

現われるだらうと思つております。が、農林省におけるところの畜産行政のお考えを一変すると一緒に、かような角度から、ひとつ牧野等についても御指導をお願いしたいということを、最後に希望いたします。質問を終る次第であります。

○河野(議)委員 この機会に二、三お伺いしたいのであります。まず私の意見を先に加えてお伺いいたします。先ほど畜産局長からの御答弁の中にありましたように、日本人の食生活、これが従来の穀物中心の食生活から、脂肪蛋白質中心、すなわち欧米式の食生活にかわつてくることは、当然今後起つて来る。またさういふにしなければならぬ。いまさら私が申し上げるまでもなく、従来の穀物中心の日本人の食生活というのは、決して科学的でない。日本の統計と欧米の統計を比較してわかるように、アメリカなりイギリスなどの統計を見ますと、百人中胃腸病で死んだ人はわずかに三人か五人、日本で百人中胃腸病で死んだ人は二十四人ないし二十五人と、少し統計は古いのであります。が、私は承知しております。これも元をたせば食生活のあやまちから来ておる。今後政府は食生活を脂肪蛋白質に切りかえるという指導をやるべきだ。こういう観点に立つて将来の食生活の理想を立てて行く以上は、もう少し農林省、特に畜産局において、確信と自信を持つて畜産行政を大きく展開してもらいたい。はなはだ遺憾に思ふのは、最近畜産局の廃止という問題さえも聞いております。が、私が今申し上げたやうな理想とこれを比較しますと、非常に遺憾であります。どうぞもう少し確信を持つて、畜産行政の大転換、大発展を私はやつてもらいたい。それに関連いたしまして、具体的に御尋ねたいのは、先進国の畜産と、日本のやうな後進国の畜産と比較しますと、いろいろな面において劣つておりますけれども、とりわけ粗飼料の対策が非常に貧弱だと思ふ。ここに提案になりましたものは、一つの粗飼料対策として、大いに私は歓迎するものであります。これをもちつて私は万事が終つておると考えません。少くとも過去において、畜産五箇年計画を立てられました当局におきましては、今後におきまして畜産五箇年計画、十箇年計画と同時に、粗飼料五箇年計画、十箇年計画があるはずだと思ふ。それにつきまして、具体的に今後いかなる構想を持つておられるか。夢のやうなものでつこうです。とにかく大きな理想を持つていたいただきたいのですが、その理想を伺いたす。同時に私は、時間の関係上あわせてもう一つお伺いしますが、濃厚飼料の問題も、今作付統制の關係で、非常に有畜農家は飼料に困つております。せめて飼料をもちつと大きく有畜農家に認めるべきだと思ふ。去る国会におきましても、たしか全国に二十五万町歩の飼料圃を設定することを、政府は認めるというやうなことを要望したはずでありますけれども、その後全国の有畜農家に対する飼料圃に対しては、どの程度までの施策をとつておられるか。飼料圃は来年度におきまして、どの程度までこれを国なり県が認めるという、有畜農家の飼料対策を立てておられるか。これもひとつ伺いたしたいと思います。

○坂本政府委員 ただいま河野委員か

らお話のございました食生活の改善という点につきましては、わが国の国情から考えまして、どうしてもこれは一歩を進めまして、十分その実をあげて行かなければならぬ、かように考えております。従つてかような見地からいたしまして、わが国におきまして畜産奨励は当然考えなければならぬのであります。たゞ今お話のございました、農林省におきまして畜産局の廃止等に關連いたしまして、過般行政制度審議会の小委員会におきまして、かような問題が取り上げられたと聞いておりますが、さつそく私からも、かような考え方が誤つておることを指摘したものであります。どこまでも畜産局というものを今後ますます強化し、拡充すべきものであるという点を、従来申入れをいたしておつたのであります。その他の点につきましては事務当局からお答えを申し上げます。

○山根政府委員 粗飼料対策について、夢物語でもないから持つておつた話をしなさいという点であります。私もやはり草を中心にして粗飼料の確保をはかつて行くことが、何と申しても根本ではないかという考え方をしておるものであります。先ほどもちよつとお話申し上げましたが、粗飼料に対する原種園がきわめて貧弱でありますけれども、今日の時勢におきまして、なお逐次計画として補充して参つておるのであります。これをさらに進めて行き、あるいは一方においては相当優良な粗飼料の種子を、積極的に海外から輸入して行くということによつて、畦畔、堤塘、あぜ草等に至るまで、これをりつばな牧草として育てて行くということが、やはり粗飼料

対策の今後における大きな中心になつて行くのではないかという考え方を、実は持つておるわけでありまして。それに對して、具体的に何年計画でどういふ計画を持つておるかということになりますと、はなはだ遺憾ながら、今日なお具体的に年次計画等は持ち合せていないのであります。そういう考え方で進んで行きたいと思つて、それから飼料園の問題であります。これは畜産界にとりましては多年の問題でありまして、この前の国会の際にも、二十数万町歩の飼料園の確保のことが御決議になつたやうなことも承知いたしておるのであります。それに基きまして、実は中央としては、主要食糧の作付計画とあわせて、二十数万町歩の飼料作付計画を、計画としては立てたのであります。これは私どもの方と農政当局、食糧庁等との話し合いによつて、その数字を出して、これに對しては肥料の配給なり、その他いろいろな施策を、実は中央ではとつておるのであります。特に個々の具体的な畜産農家に対して、十分徹底しておるかどうかという点になります。これは遺憾ながら、実績はつきり徹底してはいない点もあるかと思つておる。これは私どもの立場から申しますれば、非常に遺憾なことでありまして、本省の計画が末端において立消えにならないやうにすることを、終始地方庁に對しては督促を續けておるのであります。が、現状は今申したやうなことかと思つて、ただ一方においては、いもの作付の問題もこういふやうな事態になりますと、今後においては幾分緩和されて来るということは、申し上げるこ

とができるのではないかと考えております。

○河野(謙)委員 粗飼料の問題については、御構想の一端は伺いましたが、ここに山本課長もおられますけれども、さういふことで、決して今のんきにしておる時期じゃないかと思つて、もう少し積極的に、具体的に粗飼料対策を立てて、しかもこれを数字の上にただちに反映するように、これは政務次官に特に私はお願いしておきたいと思つております。

それから飼料園の問題でありますけれども、実は各県ごとに非常に困つておる問題であります。国は認めないけれども県は、といつて有畜農家をかかえて放つておけないといふことで、県自体が苦しいやうなことをして、飼料園をむしろないしよのうにして設定を認めておるといふことをやつておる。これは逆であります。国自体が去る議会でわれわれが決議いたしましたやうに、飼料園を積極的に認めて設定せよといふことに、ただちにいかせてもらななければ困ると私は思ふ。これは次の機会に言いますが、現在各県ごとにどのような実績において設定されておるか。これを御報告願ひたいと思つておる。私が申し上げるまでもなく、かりに二十五万町歩飼料園を設定いたしましたとしても、国全体の食糧政策からいつても、主要食糧の数量は減らないのであります。形の上においては減る形になつておりますが、実收の上においては減らないのであります。これは畜産局においてもよく御承知と思つて、ですから食料の自給度の問題が、ありますけれども、この食料の自給度の問題と飼料園を設定することとは、

決して矛盾しない。でありますから積極的にやつていただきたい。同時に先ほど私が申し上げましたやうに、現在各県ごとに、どのような実績において飼料園が設定されておるかどうかということも、ひとつ伺いたい。今のやうなことをしておりますと、少くとも今後、外国の乳製品と日本の乳製品の競争の問題があらわれます。聞くところによりますと、現在アメリカあたりの乳製品は日本の乳製品よりも非常に安い。これまた将来におきまして、経済の競争において、日本の有畜農業はその面において立たなくなるのでありますから、粗飼料の問題と、濃厚飼料の問題とに對する対策をすみやかに立てられ、十分外国の畜産と太刀打ちできるやうな方途をとつていただきたいといふことを、お願いいたします。

○淵委員 牧野問題はまことに重大な問題だと思つておる。基本的の問題について、二お伺ひしてみたいと思つておる。

地方公共団体の牧野の管理の点でございます。すなわち国有林野に對して牧野に相当し得べき土地といふものは、相当量あるとわれわれは信じておる。であります。これに對してこれをば牧野として取扱う方向を持つて行く積極的施策を、この中に織り込むやうに、現在政府は考えられておるかといふことを承りたいと思つておる。

【委員長退席、野原委員、長代理齋席】

○山根政府委員 お答えいたします。国有林内でも相当放牧適地があるものにつきましては、これを積極的に牧野に利用することにつきましては、私ども

と林野庁との間において、必ずしも不一致ではないのであります。これは了解がついておるのであります。従来は所屬が之等の手續をとることになつておりました。

なお全般的に国有林内の放牧適地を牧野に供用することにつきましては、林野庁と私どもの協議によりまして、放牧地として適當なもので、これを放牧に供用することの措置をとることにつきましては、これはさしたる支障なく行われ得ると考えております。法律に特にそのことは規定いたしておりませんけれども、実情はそういうことでございます。御了承願ひたいと思つておる。

○淵委員 この牧野の改良は最も重大な問題であります。従つて今後国有林野の一定量の牧野に對する開放という問題につきましては、相当御努力になつたことを聞きまして、一歩つき進んで混牧林といふことは、御承知の通り學問上にもありますけれども、世界のいづれの国に参りましても混牧林を行つております。この混牧林と牧野の關係について、どうお考えになつておりますか。すなわち混牧林場といふものを指定いたしましたも、その混牧林場といふものは牧野の権限外にあるのか、そのうちに含めておるものであるかといふ問題を承りたいと思つておる。

○山根政府委員 混牧林に對する考え方につきましては、先ほど野原委員から、大体同様の趣旨の御質問があつたのでございます。それに対して私もお答えしたのであります。繰返しますと、私どもも山林に家畜を放牧することにつきましては、これは林牧両面

から何ら支障がないだけでなく、非常にけつこうなことでないかというふうな考え方をいたしておるのであります。ただ法律に盛ることにつきましては、先ほどもお答えをしましたが、当初林野庁との間においては意見が一致を見て、この法律にそのことの規定を織り込む予定にいたしておたのであります。が、いろいろな事情で法律に載せるわけに参らなかつたのであります。実際問題としては、林野庁との間に完全に話がつかっておりませんので、法律には何ら規定はいたしてありませんけれども、御趣旨のように、混牧林の運営については私どもも措置をし得るということを考えております。

○淵委員 混牧林につきましては、野原委員より質問があつたようでございますが、私はもう少しこれを掘下げて論じてみたいと思ひます。すなわち混牧林と申しましていろいろ体系があります。たとえば純然たる混牧林にひとしい体系、一定の時期だけ、混牧林的な、何と申しますが、そこを利用するといふような場合、この二つの場合があるわけでありまして、特にヨーロッパの例を引いてみますと、その二つの例が非常に顯著に現れております。これをどういふふうに扱われるかという問題を承りたい。

○山根政府委員 常時混牧の用に供するものと、特定の時期にのみ混牧の用に供するものとを、どういふふうに區別して扱うかという御質問であります。具体的にはこれを區別する必要につきましては、あるいは御質問の前提としてお考えになつておるものと思ひますが、私どもとしては、混牧林に對しまして、これを実情に應

じて、混牧林と云いますか、そういうことにつきましては、将来奨励して参りたいということ、一口に申しますればそういうことでありまして、特に一時のものであるからどうである。あるいは年中混牧であるからこれはどういふ扱いをするという、扱い上の區別を特にいたす必要はないのではないかと、いふような考え方をいたしております。

○淵委員 実はこの混牧林につきましては、もう一点伺ひたいことは、はつきり混牧林とまで行かなくとも、秋田県の営林局で研究しております、山の中に一定の條件を備へまして、そこに動物が多く集まつて来るような一つの施設を施して、秋田県の場合はたしか鹿であつたかと思ひますが、こういう場合は、あなたの方では混牧林といふような考えでこれを実施されますか。それとも普通の野生的な牧畜以外のものとしてお考えになつておるか、これを承りたいと思ひます。何となれば、これは非常に重大な問題である。将来日本のような非常に山の多いところでは、牧畜といふような名前を使わなくとも、野生のものをそこに自然に誘導しまして、そうしてその育成をはかる。そういうことで、あるときはそれを捕獲して肉にするということになると、家畜にも類するようになると、そういう具体的な問題が現在研究の途上にあると思いますが、そういうのをどうお考えになつておりますか。

○山根政府委員 野生の鳥獣のことは、実は私どもの方の牧野法の対象としては考えておりません。そういう施設がもしあるといたしますと、これは

現在においては、おそらく林野庁の獣政調査関係の仕事の対象になつておると考えております。

○淵委員 次に牧野の中に「耕作の目的に供される土地を除く」と書いてありますが、御承知のように、最近の牧野政策は非常に進んで参りました。特に牧草の研究は非常に大きな進歩をいたしたのでございます。日本におきましては進歩いたしておりますけれども、外国においては進歩しておる。こういう場合に、ある程度の中の一種の栽培的な牧草をつくつておる。耕作といふことも考へるのですが、その耕作の目的といふものを、どういふふうにお考えになつておりますか。たとえば漢州あたりに参りますと、エレファント・グラスといふものを一定の間隔を置いて植へつけて、それを採集して種をとつたり、あるいはまた人間の食糧になる作物をその間に間作しておる場合があるのです。日本も将来そうして行かなければ、今のような單なる野放しの牧野政策ではだめと思ひます。そういうことに對する規定も当然考へなければならぬと思ひますが、一歩一歩進んでおる今日の科学の考え方をおきまして、そういう牧野の改良をして行く問題も、取入れなければならぬと思ひますが、これをどう考えておられますか。

○山根政府委員 牧野の経営を旧態依然として置くといふことは、これは私どもも進歩して行かなければならぬと考へておるのであります。従ひまして諸外国の例等は、もちろん十分これを模範にいたしまして、今後の牧野経営の改良には力をいたして行きたいとい

う考へ方はいたしておるのであります。そういう意味から、私どもの研究の成果が出ましたあかつきには、今日の牧野経営の実情が、まづたく面目を新たにするとともに、これは当然期待できるわけでありまして、そういうような理想を前提にして、あるいはこの法律は、なお十分の点があるかとも思ふのでありますけれども、私どもの理想は、御指摘のように、科学的な最も理想的な牧野を実現して行きたいということにあることは、これははつきりお答えしておきます。

○淵委員 政府は牧野をそれだけ重要にお考えになつておられますならば、牧野に對しまして根本的に理想的な体形を整へるために、標準牧野といふものを現在設定しておられますか。

○山根政府委員 たゞ／＼申しますように、牧野に關する行政が、ここ数年間ほとんど何にもなかつたやうな実情であります。従来、戦争が終るまでは、牧野に對していろいろ手を講じたのであります。その際におきましては、模範牧野的な考へ方をとりまして、これの特別な奨励を實はいたして参りました。さらに国が直接、みづからつばな牧野を経営して、それを一つのモデルにしたといふ考へ方で、数箇所の国営牧野も持つておつたのでございますが、これも一兩年前に廃止したやうな実情であります。そういう意味から申しまして、今日におきましては、模範となる牧野を持つておくかといふことになりまして、遺憾ながら持つておらないとお答えする以外にないやうな実情でございます。

○淵委員 過去におきましては、相ほど日本は林學的におきまして、相当地の研究をやつておりましたが、すでに戦争が終つて四年にもなつておりますから、この際思い切つて、模範牧野をまた再び設定しまして、今申したいやうな各種の角度から、これを研究するのが最も必要であると思ふ。牧野法を制定するよりも、むしろそれが先決問題であると思ふ。それからさきに申しましたように、各種の外国の牧草を入れて、それを栽培して、これを各町村の牧野に配給するということ、は、當然な事なればならぬ問題だと思ふのでございます。そのくらのことをこの法律にうたわなければ死んでしまふのではないか。何となれば、法律の前段を見ますと、一種の義務づけはありますけれども、それに対するところの政府の補助的な立場は、何ら見当りません。最近アメリカが参りました。補助金政策的なこととはなかつたと言ひまして、こういう根本的な政策に對しては、国家的な助成が必要だろふと思ひますが、政府の御見解を承りたいと思ひます。

○山根政府委員 一つのモデルをつつて、それを模範牧野として經營して行くといふ考へ方につきましては、私どもも今後において研究いたして参りたいと思ひます。さらにこの法律が奨励と申しますか、そういう面において何ら規定がなく、すべて義務づけの規定のみではないかという御指摘でありまして、その点につきましては、実はきつめて簡單な抽象的な規定でございますけれども、政府が牧野について、これは提案理由の説明にもちよつと申しておきまして、資金のあつせんなりあるいは資材のあつせんなり、さらに今後におきましては、予算が許しま

す限り改良事業の助成等も、この法律の規定に基いて実施して行きたいというところを、実は法律の二十條でありましか、きわめて抽象的であり、さらに不十分であるという点はあると思ひますけれども、そういう規定は一応いたしてあるのであります。

○淵委員 それだけ重大な牧野ですか、牧野に一定の害虫あるいは害獣が発生した場合に、この十八條に規定はございますけれども、この規定では何だか物足りないのですが、もつと大きな、これを防ぐ国家的な措置、たとえば植物防疫法というものが出来ますが、こういったものとの関連性をどう思つておられますか、牧野というものは、御承知のように野生の動物が入つて参りますし、その蔓延速度というものは非常に大なるものがあると存じますし、松毛虫のごときものなにもあらずです、その点に対する対策を、政府はどうか、そういうふうに考えておられますか。

○山根政府委員 法律案の十八條に、害虫駆除の規定がございますが、これと私どもが予定したております害虫と害虫としましては、だにその他の昆虫類でありますけれども、何と申しましても、放牧家畜の非常な敵であります、これの駆除につきましましては、十八條の規定を適用することによつて、駆除の措置をとつて行きたいという考えでございます。ただお話のような松毛虫の発生であるとか、あるいは私どもが予定したております害虫以外の被害、たとえばのじしの被害であるとかいうようなものにつきましましては、規定の方には規定は、この法律には規定いたしておらないのでありますけれども、それらの関係の措置が、それらの面

でできております。その措置を利用することによつて、それらの被害の防除についての措置をいたして参るというふうな関係になつておりますことを、御了承願ひたいと思ひます。

○淵委員 その場合、政府の負担する負担額、金額は申さなくても、大体何パーセントぐらい害虫駆除に要する費用を政府が負担される予定があるのか、それを聞いておかないと、害虫が参りまして、私ども自己の負担においてやるというところは、なか／＼今日の経済状態からできないのでありますから、そのパーセンテージを一応承つておきたいと思ひます。

○山根政府委員 害虫の駆除にも相当な経費がかかるので、これに對してある程度国がめんどうを見る必要があるのではないかと、御意見だと思つておられますが、国ほどの程度の経費を考へておるかという御質問に對しましては、最初におもことわりしましたように、今日におきましては、牧野改良に對しての経費は、予算としては二十五年度には全然盛つていないのであります。二十五年度にはある程度の基本調査をいたし、いろいろ準備作業をいたすことによつて、おそろく年度を経過して、新しい年度から、いろいろな改良施設なり、あるいは助成施設が具現化して行くという順序にならうかというふうな考え方をしております。害虫の駆除は、地元の関係者の全額負担でもつては、とうていこれを負担し切れないという御趣旨に對しましては、予算の編成にあたりまして、そういう御趣旨を十分取入れて、予算の編成を考へて行きたい、かようにた

まとしては考へておるわけでありま

す。

○淵委員 そうしますと、現在のところ、ほとんど手放しと言つてもいい状態であるというところを確證せざるを得ないものであります。まことに悲しむべき現象でございます。一体どうしたら牧野の改良がはかれるかというところは、そうなつて来ると困難をきわむるのであります。これ以上追究いたしたくありません。これは振れぬというところになりますので、しかたがございせんが、一方私はお伺ひいたしたいことは、この牧野法と入会権との関係について、一体どうお考えになつておりますか。御承知のように、各国有林等にも、またあるいは公有林にも、入会権というものが昔から行われておりまして、その入会には、牧草をとる入会、あるいはまたたきぎをとる入会というように、いろいろな権利が錯綜しておりますが、そういう場合の入会権と、この牧野法との関連性というところであります。具体的に言いますと、法律的に見てどちらが優先するのかわからぬ問題であります。たとえば入会権の場合、その牧野の管理法というものを、その地方々の自治体において持っておりますが、牧野法との関係において、牧野法は上に行くのか、あるいは入会権における実体を、お互いの定められた範囲内において律するということ、これは、独自に行つていいのか、入会権者は、自由にこの牧野法以外に自分の力を発動していいかという問題で

す。

○山根政府委員 あるいは御質問の御趣旨と若干食い違ひがあらうすれば、さらに追加してお答えいたしますが、

牧野利用者の間における権利関係が、入会の関係その他で非常に複雑である場合もあると思つておりますが、牧野法ができてから、牧野の管理規定を定めることになりました場合に、私どもとしましては、従来の慣行によつて牧野が利用せられておるその方法、その現実を、必ずしもこの牧野法ですべてこれを排除する、押えつけないという考え方はいたさないのであります。従来の慣行が牧野の維持、管理上特に支障がない限りにおきましては、私どもはそうした慣行を尊重して、管理規定等の定めにおきましても、特にそれを排除するという気持は持つておりません。

○原田委員 私はこの牧野法の使命についてお尋ねしたいと思ひますが、この法案がなるべく早く出ること、実は期待しておつたのであります。ただいま議題になつておることを見まして、心から喜ぶものであります。趣旨に全面的に賛成をいたすものであります。が、この際一点だけお伺ひしておきたい。

大体お尋ねしようという要請は、各委員において言ひ盡されたように考えますが、牧野というものが畜産の改良、増殖上きわめて重要な使命を持つておるということは、申すまでもないことであつて、牧野法に對しての政府の考え方が、従来のような軍馬飼養時代と全然趣きを異にして、少くも牧野を利用して、内地に貸付する優良種牲畜の涵養をやらなければならぬ重大な問題だと考へるのであります。もちろん終戦後は戦前に立ちかへつたような頭数になつておりますけれども、これは必要に迫られた不純な發育と言ひ

ますか、増殖法であつたと思つてあります。きわめて健全な優秀な種牲畜を養成せんとするならば、牧野によつてやらなければならぬ。これは世界各國共通の面であると思つております。ところが今までは牧野法のないために、開拓関係、林野関係、畜産関係等が錯綜いたしまして、権利争ひのような状況のままこれを放任しておつた。これが日本の畜産を非常にぼんだということも、一面において言へると私は思ふ。この際畜産局としましては、種牲畜の大量養成を推進して行くことは、重大使命と考へるのであります。それには、天然資源に恵まれた環境を利用して、完全無欠な動物をつくる

ことが先決問題でなければならぬ。そうしますのには、粗飼料の利用と放牧地の利用ということが、重要な要件となつて来るのであります。その点を十二分に考へておられると思つておられますが、そういう方面に牧野を高度に利用して、今申し上げたようなところの種畜の涵養をやつて、そこで育成をやつたのを、政府が国としての取扱ひとして、これを従来の通りに貸與する意思があるかどうか。この点を一点お伺ひして、またお伺ひしたいと思ひます。それを一応お尋ね申し上げます。

○山根政府委員 牧野の持つ使命につきまして、私どももこれによつて健全な家畜をこつてつくり上げる。一方においては、飼養費を軽減する、あるいは飼養労働力の節減をはかるというふうな使命を考へておるのであります。今後におきましては、そういう線に沿つて私どもも運営をいたして行きたいと考へておるわけでありま

す。

す。

す。

貸付種畜等につきましても、あるいは従来即製のうらみがあつたこともあつたであろうと、御指摘のように思いますので、今後におきましては、できるだけ放牧して、強健な体軀を持つたものから、これらの貸付種畜にこれを充当して行く。まずそういう優良のものから充当して行くというようなことにつきましては、私どもとしましては、何ら支障のないことでありますので、御質問がそういう御趣旨であつたように承りました。そうでありましたら、そういうことに今後運営して参ることにつきましては、私どもとしても何ら異存のない点でございます。

○原田委員 たいだいま牧野の利用ということには、納得の行く程度のお話を聞いたのでありますが、ただ私が言いますことは、貸付種畜は特殊の動物を意味しております。それを牧場において、完全無欠な頭健なる体軀のものをこしらえて、時代に即応した乳肉あるいは卵の増産、あるいは農耕に適するものをこしらえて、それを地方に貸與するというものであります。これには少くも相当の予算の裏づけがなければ、絶対に不可能であると私は思ふ。今日畜産局が、予算の操作において必要な裏づけが僅少なゆえに、廃止問題等がたま／＼起るのではないかと、そういうことを懸念するのです。

だからこの点は、各委員の方も再認識をしていただきますが、もちろんこの畜産というものは、農家の経営上に、しかも農村復興の上に重大使命を帯びておることは、申すまでもないことであります。ただ重大使命を帯びておるということだけを言つて、予算の裏づけがなければ、何だか犬の遠吠えと同じ

様な形になつてしまふ。これでは実質的に何らの効果をあげ得るものではない、さうに考えるのであります。私はこの際、畜産局はこういう理由を——幸い次官のおられますから、積極的に進言して、少くともこの運営ができるような予算の裏づけを、お願いしなければならぬ。そうでなければ、ないそでは振られないということ、言いたいことも、やりたいこともできなくなつてしまふ。そうすると畜産というところは龍頭蛇尾に結局陥つてしまふ。まことに淵委員のお話ではないけれども、悲しむべき現象に迫り込まれるということになるのであります。私はそういう意味から、この事業は、畜産局として将来積極的にやる氣持があるかどうか、これはやらなければならぬ。重大な事業であるかどうか、こういうことを一応聞いておきたいのであります。それに対してのお答えを承ります。

○山根政府委員 国が購入いたしました、これを種畜として貸與する場合に、一旦放牧に追い込んで、そこで仕上げた上でこれを貸與する、こういうことが必要ではないかというふうに承つたのであります。そういうことにいたしました。お話のように相当な経費も必要であります。しかしながら私どもは、そういうことによつてでも、さらに必要な種畜を供給するのが非常に必要であることは同感する次第であります。この点につきまして、現在のところ、私ども具体的にこういう計画でもつてその予算を計画しておるという段階にまで至つておらないのでありますけれども、御質問、御意見の御趣旨に沿つて、その点はさらに

研究をいたし、できるだけそういうことの実現いたしますようにいたしたい、かように考える次第であります。○原田委員 大体そういう要求をいたしまして、一日も早く実現するよう、積極的に進言して、改めてもらふと同時に、濃厚飼料の面は、食糧事情とにらみ合せて漸次好転すると考えるのであります。ところが家畜は動物でありますので、濃厚飼料のみに依存して、少くともいい動物をつくるということ、これは不可能な問題であり、木によつて魚を求めるといふようなことがうになりますので、これには少くも重要なものは粗飼料の問題であります。牧草の問題である。この牧草をつくること、牧野を非常に重視しておるといふようなことは、まことに重大な問題がそこについて来ると思ふのであります。私はこの際粗飼料の確保ということは、日本の健全畜産のために最も重要なものであるということ、を再認識していただくと同時に、従来やまやまと林野なり、あるいは農業改良局なり、畜産局というものが、三つともいろいろ仕事をする場合、いつも畜産局が下に敷かれて、何らかの権勢を食つて下敷きになつておるという感じが、私は常に持つておるのであります。だからこの問題は、日本の畜産の向上のためには、局をあげて、そういう方面に全力を傾注して、そしてその目的達成に邁進してもらいたい。こういうことを最後にお願ひして質問を打ち切りたいと思ひます。私の申し上げたいことはまだいろいろあるのであります。大体しさいにわたつては、各委員から質問があつたようでありまして、時間の關係上、この案に對

しては賛成をするものであるということとを申し上げまして質問を打ち切ります。○遠藤委員 牧野法をめぐる諸問題について非常に適切な意見がありました。私はこれに関連して、二つの問題について特に農林当局にお願ひをいたしておきたい。特別な御答弁はいらぬのであります。お願ひをしておきたいと思ふのであります。その一つは、牧野の管理経営に關するこの法律案は、まづたくけつこうな法律であります。ただしかし、私どもから見ますと非常に生ぬるいものであります。まして、こんなぐらゐでは問題は解決しない。従来牧野の経営をますます集約化して行くということが、今後情勢においては最も必要なことであります。すけれども、その集約化をし、生産力を上げ、土地の改良をして行くというその努力がまだ足りないと思ふのであります。その努力は、私はやはり予算問題でありまして、予算問題は特に政務次官の御努力をお願いしたいのであります。今この資料を見ますと、三百萬円か四百萬円しか金がないやうであります。こんなことでは全国の牧野の關係者の要望にこたえることができないと私は思ふ。予算をもう少し拡大するということに、特段の御努力をお願いしたい。そして全国の牧野關係者の要望にこたえるように。お願ひしたいということ、特に希望する次第であります。他のもう一つの問題は、土地改良の問題である。これは農地改革の問題に関連して、平地牧野がだんだん縮小して参りまして、それにかわるべきものは、奥地に入つた森林と牧野との共存共榮の土地利用、そういう問題

が起つておるわけでありまして。国有林等についても、もう少し林業經營に支障のない範圍において、牧野を提供する余地がたふさんあると思ひます。この問題についても、農林省の部内で解決できる問題でありますから、政務次官はこの問題について、もう一度事務局の意見をよく聞かれて、そしてせめられた牧野を奥地の牧野においてさらに獲得して行く、そして土地利用の集約化をはかつて行くという見地から、森林の利用をあわせて検討して一層の御努力をお願いしたい。この二つのことをお願いしておく次第であります。先ほど申し上げましたように、別に御答弁はいらぬと思ひますが、どうかその点を再認識していただきたいということをお願いしておく次第であります。○坂本政府委員 たいだいま遠藤委員から御意見を承つたのであります。御趣旨に沿ひまして、十分努力いたす所存でございます。○井上(農)委員 さきからいろいろ質問に対する政府側の答弁を聞いておりますと、一番基本的な問題がおろそかにされておるやうに思ふのであります。今ここで質問されました遠藤委員がかつて畜産局長時代、私また農林政務次官当時、遠藤委員の企画によりまして畜産五箇年計画というものを一応立てまして、わが国の畜産の増殖及び奨励に飛躍的な力を農林省としては注ぐというところで、政府及び關係各団体並びに農民の協力を求めまして出発したのであります。非常にすべり出しがうまく参りまして、爾來わが国の畜産は飛躍的に増殖されて参つた。とこ

るが最近の経過を見ておると、非常に方針がぐらついて来ておるように見えるのです。これは日本農業政策の面からも、あるいはわが国の国民栄養の面からも、畜産というものは、わが国のような国土の狭い、多数の人口を持ち、しかも経済的に非常に貧乏な国にいたしましては、畜産を絶対的に奨励しなければならぬという確信を持つておる。そういう面から私は先般皆さんの協力を求めて、畜産奨励のために、競馬から上つて来る三分の一の経費をこれに使えという法律の改正をしてあるのに、かんじんの当局がほんやりしておつて、この法律に規定してある予算さえ大蔵省からようもらわれない。そういう弱腰では、はなはだ日本の畜産を奨励するという政府としての方針が疑われる。今お話を承つておりましたも、粗飼料の対策を考へておつても、はなはだ抽象的で具体的にない。一体政府はほんとうに畜産を奨励しようと思つておられるのか。最近のように畜産品の価格が非常に暴落を始めておりまして、これはかえつてあまり余計なことをせぬがよいと考へておるか、どつちかというところ、基本的に私もかかつてききましたあの五箇年計画、さらに引続く五箇年計画、つまり十箇年計画でありまして、これは今の政府としては、実行するつもりですか、それとももうその必要はないと考へますか、その基本問題からまず政府の所信を伺いたい。

○坂本政府委員 お答えを申し上げます。ただいま畜産に關します五箇年計画についてのお話が出たのであります。これは本委員会にもしばしば資料を提供しましたように、きわめて順調に推移をいたしておるのであります。また畜産物の価格が、いろ／＼とよつて変動したものであります。そして最近の経済事情からいたしまして、著しく下落をいたしたため、農家に混乱が来ておるのではなかつたかと思つておるが、これらに關しましては、われ／＼はいわゆる農家経営といつたしまして、利潤本位に考へるということよりも、むしろ農業の基本の問題として、有畜農家の奨励を考へなければならぬと考へておる。では、今後われ／＼といたしまして、十分もつと積極的に奨励をいたすという所存でございます。

○井上(眞)委員 非常に心強い決意だけは伺つたのですけれども、しからば具体的に伺ひますが、五箇年計画を実行して、畜産を飛躍的に奨励して増殖をはかるということが、わが国の農業の基本的な進み行く方向であるといふ、この線は一応われ／＼も了承いたしますが、しからば具体的にそのうことが實際行われておるかどうかということをお聞き下つて考へます。たとえば飼料対策にいたしまして、御承知の通り、飼料配給公団を本日より廃止することに政府は腹をきめた。ところが廃止したのちにおいて、その裏づけを一体どうするのか。それについては何ら具体的に末端にも指示されてない。このまま放任ししておくつもりか。それとも配給公団にかわる何か民間統制、民間配給機構というものを、その後つづつてやるつもりか。こういうことについても何らの具体的な手が打たれてない。しかも飼料の価格は、統制撤廃とともに、あるものは五割も上るといふし、あるものは三倍にも上るだらうという場合も出ておるわけですから、かような状態でもつて、はたして畜産の増殖がはかられるかどうか。問題は現実的にこゝに起つて来ておる。政府は一体公団廃止後の飼料対策を、どういふふうにしようかと考へておるのですか。これについての考へ方を伺ひたい。廃止後にべらぼうに価格が値上りする場合には、一体どうその値上りを食い止めようとするのか。そうして有畜農家に対し、そういう不安をなからしめて、政府の方針に従うように畜産奨励に協力を願うかという問題について、具体的に政府の手がなければならぬ。だから一つは公団廃止後の飼料対策はどうするか。飼料価格の暴騰に対してはどういふ手を打つかということについての、具体的な御説明をお願いしたい。

次に畜産奨励の上に大きな一つの問題になつておりますのは、価格政策の問題であります。御承知の通り、馬にしても牛にしても、その他の家畜にしても、ほとんど価格が半分以上に下つておる。これはもちろん有効需要の關係からそうなつておると思ひますが、一体こういう状態で、畜産の奨励ができるかどうかというところを考へなければならぬ。一体政府はこういうふうになつていいて考へておるのか。下つて悪いと考へておるのか。正當な価格はどう押さえるべきかということ。これが明らかにされませんと、将来の見通しがつきませんから、これに対する対策を考へてみなければならぬと思ふ。畜産品の価格を一体政府はどう押えて行こうとするか、この点についても明確な方針をひとつ示していただきたい。

それからいふ一つ、私は前からこれにはたび／＼政府に要請をいたしておりますが、畜産及び畜産品に対する課税の問題であります。これはまづたゞ一方的な非常識きわまる課税が行われておるのでありますから、かくのごとき課税がされるために、畜産の奨励の上に非常に大きな支障を來しておるのであります。畜産及び畜産品に対する課税に對して、どういふ手を政府は打つて來ておるかという、この四つについて具体的に御説明をお願いしたい。

○山根政府委員 最初に私からお答えいたします。公団廃止後の飼料の扱いの問題につきましては、公団小委員会等に私からも説明をいたしたような経過で、お話のように期日は迫つて、きょうでもつて廃止になるまぎわまで、正式の決定を見なかつた点は非常に遺憾でありまして、關係者にその点から御迷惑をかけた点もあらうことは、私どもとしては非常に恐縮いたしておるわけでありまして、ようやく方針がきまらしまして、正式には昨日地方の主任官を招集いたしました、指示いたしましたのであります。内容はしば／＼御説明をいたしましたのであります。具体的に申しますと、大豆、米ぬか、米ぬかの一部につきましては、今後引續いて需給調整規則によつて統制をいたして参りました。それから一般的に急激な変化でありますので、いろ／＼な予測し得ない事態が起る場合、たとえば今一つは御質問でありましたように、価格がかなり非常に急激に暴騰するといふような事態があらまして、ある地域なりある家畜に對して、容易にえさが入手できないうような事態ができたような場合に、農林大臣の権限に基きまして、出荷命令なりをなし得るといふ権限を、同じ規則でもつて留保してあるのであります。そういうことでこの問題を今後扱つて行くことに昨日決定をいたしました。よろしく御注意を願ひたい。

〔野原委員長代理退席、小笠原委員長着席〕

それから畜産物の価格から非常に値下りいたしました点は、このために畜産の奨励上非常に支障を來しておるのではないかと、いふ事實に對しましては、あまりにも急激に變動があらまして、ために、いろ／＼混乱も生じ、そのためにせつ／＼高揚したて参つておりました畜産に對する関心が、こゝで挫折したやうな事態もあるものであります。これに對しましては、実は私ども非常に苦慮いたしたのであります。ただ従来の畜産物価格は、これはどの程度のものが最も妥當であり、適正であるかといふことになりまして、これはいろ／＼見方もあると思ふのでありますけれども、かりに米の値段との比においてこれを見ます場合に、従来の家畜、畜産物の価格は、ある程度上まわつておつたのであります。急激に今日は下落いたしました。今日においては対米価格においては逆に下まわつていけるという実情でありますけれども、從來どちらかといへば割高だつたものが、急に割安になつたといふことで、その幅が非常に狭く現れたのであります。そこで、今日の価格は、対米価格の比においてもある程度下まわつておりますので、このことは私どもも立場として、畜産の振興上からも、非常にこれは困つた現実である

というふうな考えているのであります。しかし、一時非常に暴落いたしました価格も、逐次回復する徴候も見えて参つてゐるのであります。行く行くある程度、今日の特殊な事態は解決を見るのではないかという見方もしてゐるのであります。今後において、私どもは畜産行政の一つの大きな問題として、これはただ単に対米価比がどうであるからどうというようなきわめて単純な結論でなしに、もつと根拠を持つた畜産全体の運営ということを一頭置いて、科学的な見通しを今後の私どもの行政において立てて行きたいということ考へてゐるのであります。

課税の問題についてお答えいたします。課税の問題については、先ほども御質問がありました。これが非常に過重でありますために、畜産農家が非常に困つてゐる実情は、しばしば私どもも見聞して参つたのであります。これに對しましては、先ほど政務次官からもお答えがありましたように、大蔵省にしばしば折衝いたしまして、末端における徴税の方法の改善といふか、そういう面では、これは大蔵省に強い申し入れを今日もお続けたいわけでありませう。このほかに、地方税法の改正に伴ひまして畜産に対する附加価値税の問題、さらに地方の独立税と申しますか、そういうような問題の扱いにつきましても、これはこの前に畜産の小委員会でも問題になつて、小委員会の案として御作成になるような話もありましたので、私どもとしましては、小委員の方々と十分連絡をいたしまして、それらの問題について大蔵省なり、そうした税務当局に対する申

入れにつきては、これは具体的な案をつくりまして、申入れをいたしてゐるといふのが現状でございます。○井上(良)委員 今あなたの御説明によりますと、最近畜産品の価格、あるいは畜産物の価格が値上りの傾向を示して来たという御説明でございますが、これは御承知の通り、飼料関係から畜産品の価格が値上りを示して来ているように、私も見ておるのであります。だからこれからまたこの夏を過ぎますまでは、相当それらのものが上がるだろうと見ております。それからまた秋から逆に、今度もまた非常に下るといふ見通しも立てられます。これが普通の機械生産、工業生産のようなものでございませうならば、そういうこともやむを得ないといふことが言えるかも知れませんが、御存じの通り、家畜の価格がたゞ上つたり下つたりするといふようなことは、農家の家畜増殖の上に非常に不安を與へ、また国民の重要な食生活の上に大きな打撃を與へるわけでありませうから、少くとも畜産の価格といふものは、大抵対米価に平均しておくといふことが必要ではないかと考へる。そういう点から政府は、将来少くとも食糧関係が御存じの通り相当緩和して参りまして、わが国の小麦と外国の小麦の競争が積極的に展開されようとしてゐる。そうなつて来ますと、農家としましてはどうしても畜産に全力をあげなければ、農家経済が立たぬといふところへ迫り込まれて参ります。そうなつて来ますと、畜産の価格が少くとも対米価で維持できるといふ線を出すといふことが、必要であらうと思つてゐる。それを裏づけるのに、どうしても飼料といふものを政府

があらゆる手を講じて供給する、また増産をはかるということが、この際絶対に打たなければならぬ手ではないかと私は考へております。そういうものについて、つまりそういう私の考え方といひますか、畜産品の価格を一定に支持するといふ基本的方策が必要であらうと、私は考へる。これに對して、一体政府はどう考へてゐるのか、少くとも対米価に一定の価格を支持して行くといふことにしないといふか、それがためには、少くとも飼料もあらゆる手を打つて供給を潤沢にしてやるということが必要でなければならぬ。そして税の面でもめんどうを見てあげるといふことが、やはり考へられなければいけません。この間うち私も公同関係の觀察にまわりまして、伺つて来たのでありますけれども、たとえば愛知県のように、鶏または卵の非常に大きな生産地でございませうが、もう自給飼料以外では鶏は飼えないと言はれてゐるのです。卵が五円以下に下つて参りましたのでは、とても購入飼料では鶏を飼うわけには行かない。だから、農家の自給飼料によつて、ほんとうの副業といひますか、小づかいもうけといひますか、そういうことでやるより手がなすか、そういうことを、現にここに二、三日前に申上げておられる。そういう実情は、あなた方が實際考へて、どういう手を打つてそういうものをもつと確保して行くかといふことですね。これは基本問題ですから、農林省の農業政策の今後の方向と、その中心になつて参りますものが、少くともこれからは農産物価格をどう押えて行くかといふことが一つでございませうし、また一

方農家経済が、今申したように、国際経済の一種のあらしの中に巻き込まれて、外国小麦と日本小麦の競争、それを切り抜けようとして、畜産に頭をくつつけようとするのに、畜産の経済が持たぬといふことでは、農家の立ち行く先がないのです。どうしても畜産が相当農家の経済を安定する大きな部分になるという手を、真剣に考へてやらなければならぬ時代が来ておるのであります。これについてはつきりした見通しと、確信のある方針を伺いたいと思ひます。

○山根政府委員 畜産物の価格政策につきましては、先ほども申しましたように、今後私どもの意を用ひなければならぬ一つの大きな問題であるといひえてゐるわけでありませう。畜産物をできるだけ安く供給して、国民の消費を高め、それによつてかた／＼畜産の振興をはかつて行くことが、明らかな線でありませうが、そのためにはできるだけ生産費を安くしてやらなければならぬ。そういう意味から、お話のように、飼料の供給についても、今後いろいろな点で安い飼料を供給してやり、一方には家畜が原則として配給飼料に依存することなしに、自給飼料に依存して行く、これは家畜の種類により、畜産の経営形態によりまして、そういうことが必ずしも可能でない場合も、もちろんあると思つてゐる。そこで、とにかく自給面をさらに強化することによつて生産費を低減して行くといふことにつきては、飼料について配給統制といふ私どもの仕事は、一応なくなりまして、飼料行政が今後といへども、畜産局の大きな行政の一つになるというふうな考へをし

ております。一つの基本的考へ方はそういうところにあるわけでありませう。○井上(良)委員 次に先ほどなたか伺つたかわかりませんが、この牧野法の改正の第二の、国土保全上牧野を保全し、改良事業を行う者に対して奨励措置を規定して、資金の融通と必要な資材を供給するといふことがございませうが、これの経費としてどこへ組んである三百八十一万六千円でありませうか。○山根政府委員 来年度の牧野改良に必要な経費として計上いたしておりました予算は、お配りしました参考資料の最後にあります三百八十一万六千六百元でございませう。○井上(良)委員 これは補助金ですか、別にこの資金を融通するわけですか。○山根政府委員 そうでありませう。三百八十一万六千六百元は主として大部分が地方にございませう指導職員助成の経費であります。若干本省の職員俸給その他があるわけでありまして、これはこの法案の二十條に言う資金の融通その他の奨励措置とはそういう意味で直接には関係のない経費でございまして、二十條に言う必要な資金の融通といふことは、これは予算としては計上はいたしておりませう。今後において、金融機関等に対する私どもの折衝の部面、この二十條はなつて参るわけでありませう。○井上(良)委員 そすると、この資金の予定します計画といふものは、全然ありませんか。それから牧野の改良を予定する面積です。たとえば国土保全上どうして

もこれは改良しなければならぬという面積が、ちゃんとわかつておらなければならぬと思いますが、そういうものはわかつておりませんか。

○山根政府委員 しば／＼お断りしましたように、牧野に関する行政がプランクになつておりまして、そういう意味で牧野の現状が、実は遺憾ながら完全私どもの方で把握されてない現状であります。そういう意味で、具体的にどの牧野に対してどういう改良事業が、ただちに必要であるかということの具体的な詳細な案は、今日実は持つていないのでありますが、ただ私どもがいろいろな会合で、改良事業に対する所要資金の需要と言いますか、希望等を調査したところによりまして、さしあたり一億前後の資金がほしいという希望が出ておるのであります。これに対して、これをどこからどういふふうにして融通して行くかということが、今後に残されておる問題になつておるのであります。

○井上(夏)委員 まだそういう点が全然具体的になつていないものを、正式の法律案として提案して来るのはちょっとおかしいと私は思うのです。具体的にやはりそういうことが調査され、資金計画にしても、あるいは資材供給の重要物資にしても、こういうものはこれだけこういうところにやらなくちゃならぬという計画が成つて、また実際必要が現に起つており、そうすることとが牧野を確保して行く上に必要だというのでなければならぬと、私は思うのです。資金について全然與える相手もなければ、相手もなければというものはちよつと言ひ過ぎかもしれません、與える対象になる計画が明確でな

い。そうしてそれに渡します資金計画もはつきりしていない。それを法案に明確に規定しておくというところは、おかしいのではないかと思ふのです。が、そういう点について、もつと具体的に調べてもらつて、たとえばこういうことをやるためにこれだけの金がかかる、それはたとえば見返り資金なら見返り資金、中金なら中金、預金部資金なら預金部資金、またはそれがいけなければ政府から補助するとかいうことが、明らかにされなければいかぬのじやないかと思ふのですが、どうですか。

○山根政府委員 私の御説明が少し何と申しますか、強く響き過ぎまして、まつたく私どもが手ぶらであるかというふうな御印象を受けられたかと思うのであります。必ずしもそういう意味ではないのであります。ただ具体的に改良計画というものが、事ここまにまでできるだけの段階に至つていないということを示したわけでありまして、それ／＼の果から、ある程度の具体的な計画に基いて資金の要望等も出ておるのであります。こういう事情において、先に法律を出すことはおかしいではないかという御意見のようでありまして、実は私どもは、牧野法は現在現行法がなお生きておるのであります。従いまして牧野の重要性につきましては、国が法制としてこれを認め、て来ておる現状でありながら、実は遺憾ながら金融機関もなか／＼相手にしてくれない。国の予算も数年来落されて来たというやうな事情であるのであります。実はこういう規定を政府の義務として、資金の融通の措置を講ずることを、こういう法律において課することによつて、そういう面の打開へ

の一つの手段になるのではないかと、いうやうな考え方、一方におきましては、まつたく手ぶらではないのであります。すでにこういう考え方をとつて参りまして、ある程度の準備措置はとつておりますので、法律が通過いたしましたあかつきには、私どももいたしましては、ただちに必要な措置をとつて行きたい、どちらが先でなければいかぬとか、この法律は、そういう措置や具体的な見通しがついた上の方がいいではないかというお考えに對しましては、私どもはそういう考えをいたしておるのであります。

○井上(夏)委員 最後に私一言希望的に申し上げておきたい点は、さきに御君もちよつと申しておりましたが、すなわちわが国の食糧行政全般の立場から、大体粗飼料と申しますか、飼料作物面積、あるいは牧野等の面積を、一体どの程度に押さへるべきかというところは、基本的に政府としては検討を加へるべきだと思ふのです。その点が明らかにになりまして、初めて現在の主要食糧を耕作しております面積の一部を、利用するなり、あるいはまた国有林や民有林の一部を活用するなり、そういう新しい対策がそこに生れて参りますから、そういう基本対策というものが一応立てられて、これはさきに申しました畜産奨励の五箇年計画なり、十箇年計画に結びついて来る問題でございますので、そういう基本的な対策を至急にひとつお立て願つて、わが国の畜産奨励の基本対策を確立していただきたいということを、私は特にこの際お願いしておきたいと思ひます。

○小笠原委員長 他に御質疑はありませんか。別に質疑もないやうでありますから、これにて本案に対する質疑は終局いたしました。今日はこの程度にとどめます。次は公報をもつてお知らせすることとし、本日これにて散会いたします。
午後四時九分散会